

2023年10月12日
日本原子力発電株式会社東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書 確認事項整理表
【SA 設工認（所内常設直流電源設備（3系統目）設置）】

:今回ご説明範囲

:別途回答

:ご説明済み

No.	分類	開催年月日	確認事項	回答, 対応する資料等	対応状況
1	ヒアリング	2023. 9. 11	【審査会合資料】 P4 所内常設直流電源設備（3系統目）の給電系統図中に主要な設備が記載されているが、無停電電源装置の切替盤等、今回の申請対象について設置場所含めて網羅的に整理して明示すること。	【補足説明資料 補足-15 P4~8】 【審査会合資料 P4~8】 本申請にて新設する設備について、所内常設直流電源設備（3系統目）の給電系統図に記載しました。また、配置場所について説明資料を追加しました。	・9/28会合資料に反映済み ・補足説明資料は本日回答
2	ヒアリング	2023. 9. 11	【審査会合資料】 P13 第1表の蓄電池負荷積み上げにおいて、運転時間540分に移動等を考慮して1時間（60分）多く積み上げている旨を注記等で示すこと。	【補足説明資料 補足-15 P18】 【審査会合資料 P18】 表6-2表の蓄電池負荷積み上げにおける「負荷電流（A）と運転時間（分）」の運転時間540分部分に注記※2を付し、作業時間を考慮した時間の積み上げであることを追記しました。	・9/28会合資料に反映済み ・補足説明資料は本日回答
3	ヒアリング	2023. 9. 11	【審査会合資料】 P13 125V系蓄電池A系と同様に緊急用125V系蓄電池についても負荷の積み上げを示すこと。	【補足説明資料 補足-15 P17】 【審査会合資料 P17】 表6-1として、125V系蓄電池A系とともに125V系蓄電池B系及び緊急用125V系蓄電池の負荷容量を整理しました。	・9/28会合資料に反映済み ・補足説明資料は本日回答
4	ヒアリング	2023. 9. 11	【審査会合資料】 P13 積み上げた負荷の運転時間と技術基準に要求される時間と整合していることを記載すること。	【補足説明資料 補足-15 P18】 【審査会合資料 P18】 表6-2表の蓄電池負荷積み上げにおける「負荷電流（A）と運転時間（分）」部分に注記※1を付し、負荷切り離しに係る技術基準に要求される時間と整合していることを追記しました。	・9/28会合資料に反映済み ・補足説明資料は本日回答
5	ヒアリング	2023. 9. 11	【審査会合資料】 P14 (2)安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散における①自然現象に対する考慮の最後に記載されている「これらの設計については、既設建屋については既工認により、特重施設については特重設工認による。」について、上段の文章との関係が分かるよう適正化すること。	【補足説明資料 補足-15 P21】 【審査会合資料 P21】 「既設建屋については既工認により、特重施設については特重設工認による」ことは、(2)安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性全般に係る事項であるため、(2)の各項目の最後に総括する形で記載することとしました。本件は(2)のほか(3)火災防護対策、(4)溢水防護対策、(5)耐震設計においても同様に適正化しました。 また、併せて(3)、(4)については既工認及び特重設工認の設計方針から変更はなく、新規性がないことを、(5)については既工認における類似の機器と同じ評価手法を適用していることを追記しました。	・9/28会合資料に反映済み ・補足説明資料は本日回答

2023年10月12日
日本原子力発電株式会社東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書 確認事項整理表
【SA設工認（所内常設直流電源設備（3系統目）設置）】

:今回ご説明範囲

:別途回答

:ご説明済み

No.	分類	開催年月日	確認事項	回答, 対応する資料等	対応状況
6	ヒアリング	2023. 9. 11	【審査会合資料】P17 (3)火災防護対策の火災の発生防止における①所内常設直流電源設備（3系統目）の火災の発生防止に記載の水素濃度検出器及び空調機器がどの申請で行われているのか分かるように、他の申請との関係について整理して示すこと。	【補足説明資料 補足-15 P33】 【審査会合資料 P33】 水素濃度検出器及び空調機器の申請については、令和5年5月31日付け発室発第39号をもって申請した設計及び工事計画認可申請書（特定重大事故等対処施設の一部（火災・溢水防護他）の申請）になります。P33の「参考2 今回工認に関連する設計及び工事計画認可申請書の整理」にて全体を整理した資料を追加しました。 ※水素濃度検出器及び空調機器の内容は、火災防護対策のうち、火災の発生防止に該当。	・9/28会合資料に反映済み ・補足説明資料は本日回答
7	ヒアリング	2023. 9. 11	【審査会合資料】P25 P25の所内常設直流電源設備（3系統目）給電系統図においても、No.1同様に今回新設する設備をハッチング等を行い凡例をつけて明確にすること。	【補足説明資料 補足-15 P30】 【審査会合資料 P30】 参考1図1の所内常設直流電源設備（3系統目）給電系統図に注記※を付し、今回新設する設備を明確にしました。	・9/28会合資料に反映済み ・補足説明資料は本日回答
8	ヒアリング	2023. 9. 11	【審査会合資料】P17 (3)火災防護対策の火災の発生防止における①所内常設直流電源設備（3系統目）の火災の発生防止に記載の空調機器の異常警報の発報先、要員対応に関する記載は、本申請に係る事項を記載すること。	【審査会合資料 P22】 空調機器が異常により停止した場合の警報発報先及び対応要員について、本申請に係る記載に修正しました。 ※特重設工認の審査状況を踏まえて必要に応じて追加回答。	・9/28会合資料に反映済み
9	ヒアリング	2023. 9. 11	【審査会合資料】P19 (4)溢水防護対策の④及び⑤に記載の溢水源として考慮すべき事象について、既許認可を確認し④及び⑤だけで良いのか確認すること。	【補足説明資料 補足-15 P24】 【審査会合資料 P24】 溢水源としての考慮すべき事象としては、④の屋外タンクの破損による流入及び⑤の地下水の流入以外に、安全系ポンプの放出ライン配管等の破損による流入、タービン建屋からの流入があるため、これら溢水源を④として整理して記載を適正化しました。	・9/28会合資料に反映済み ・補足説明資料は本日回答